

# 生徒規則

大洲市立大洲北中学校

大洲北中学校の校則である生徒規則は、生徒が学校生活を円滑に営むとともに、社会人としてのマナーやルールを学ぶために定めたものです。生徒が目指すべき目標、生徒としての行動規範（生徒としてしなければならないこと、してはいけないこと）などが、主な内容です。人として成長するために、生徒規則の意義をしっかりと理解し、日々の実践に生かしていきましょう。

## 1 学習に関すること

- (1) 生徒は、校訓「真・善・美」を具現化した望ましい生徒像を目指し、学習に全力を尽くすとともに、よりよい社会人になるために学習しなければならない。  
＜望ましい生徒像＞
  - ・真理を求めて学び、主体的に行動する生徒
  - ・善悪を正しく判断し、よりよく生きる生徒
  - ・美意識を磨き、自己を適切に表現する生徒
- (2) 学習を放棄したり学習を妨害したりした場合、生徒は別室で指導や教育相談を受けるとともに、学習の意義を学ばなければならない。
- (3) 部活動は、希望者によって組織し、活動する。大会等に参加する場合については別に定めるところによる。

## 2 登下校に関すること

- (1) 登下校は、定められた経路及び方法により、交通ルールを守って行うものとする。
- (2) 自転車通学は許可制とし、自転車通学及び部活動における自転車利用に関する規程は、別に定めるものとする。

## 3 人間関係に関すること

- (1) お互いに人格を認め合い、高め合う努力をしなければならない。
- (2) いじめは、人権を無視する問題であり、これをしてはならない。

## 4 生活に関すること

- (1) 生徒は元気のよいあいさつをするとともに、中学生らしい生活態度を身に付けるよう努めなければならない。
- (2) 制服・身なり・頭髪や持ち物等については、校則検討委員会において定めるものとする。
- (3) 反社会的行動をした場合は、社会のルールに従って対処する。
- (4) 休業日の生活は、保護者の監督のもとで「大洲市のきまり」に従って生活するものとする。
- (5) ボランティアの精神を養い、家庭・地域社会の行事に積極的に参加する。

## 5 連絡・相談に関すること

- (1) 欠席及び遅刻をするときは、保護者を通じて学校に連絡するものとする。
- (2) 住所及び通学方法等を変更する場合は、保護者を通じて学級担任に連絡するものとする。
- (3) アルバイトをする場合は、保護者を通じて学級担任に届け出をし、学校長並びに労働基準監督署長の許可を受けなければならない。
- (4) 学校の施設や設備等の器物を破損した場合は、理由の如何を問わず学級担任または担当教員に届け出なければならない。
- (5) 教育相談を受けたい者は、学級担任を通してまたは直接、教育相談主任またはスクールカウンセラーに申し出るものとする。

## 6 その他、必要な事項については学校長が別に定める。

附則 この規則は、平成11年1月1日から実施する。

附則 平成29年2月1日（一部改訂）

附則 平成30年4月1日（一部改訂）